

発行/台東区 平成21年11月
編集/文化産業観光部産業振興課
〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号
TEL.03-5246-1195 FAX.03-5246-1139
インターネットホームページ <http://www.city.taito.tokyo.jp>

未来の架橋

ねつどわーく Network

たいとう

年末特別資金の融資あつ旋は
11月30日(月)までです!

本年の年末特別資金のあつ旋申込には従業員の人数制限を設けておりますのでご注意ください。緊急経営安定化資金の利用者の方でも申込み可能です。

▽ 問合せ 産業振興課融資・相談担当 ☎ (5246) 1135

緊急経営安定化資金の融資あつ旋は
12月28日(月)までです!

1回ご利用いただいた方は、申込み出来ませんのでご注意ください。
対象者、必要書類等については区ホームページをご確認ください。

▽ 融資金額 1千万円以内 ▽ 貸付期間 6年以内 (うち据置期間12か月以内)

▽ 資金使途 運転資金・設備資金

▽ 貸付金利 特定業種認定枠 2.0%以内 (利子補助1.7%以内、本人負担0.3%)
一般枠 2.1%以内 (利子補助1.8%以内、本人負担0.3%)

▽ 信用保証 原則として東京信用保証協会の保証を要します

(信用保証料は区が全額補助)

*「特定業種認定枠」を利用できるのは、区でセーフティネット保証制度の5号認定を受けた方です。認定手続きについては、お問合せください。

▽ 申込み・問合せ 産業振興課融資・相談担当 ☎ (5246) 1135



制度名
対象者

台東区中小企業年末特別資金(台年末)

①法人は台東区に営業の本拠かつ本店登記を、個人は台東区内に主たる売上のある事業所を有し、同一事業を同一場所で1年以上営み、今後も区内で営業を続けること
②申込みする日までに納付すべき所得税(法人税)、事業税および住民税を完納していること

③東京信用保証協会の定める保証対象業種を営み、許認可を必要とする業種については許認可を受けていること
④中小企業信用保証法に定める中小企業者であり、従業員が卸売業・小売業・飲食業・サービス業で5人以下、製造業・運送業・建設業・情報通信業で20人以下の者

500万円以内

運転資金

1年以内(うち据置期間3ヶ月以内)

1.5%以内(利子補助1.2%以内、本人負担0.3%)

原則として東京信用保証協会の信用保証を要します。信用保証料は、区が全額補助します。
前回あつ旋日から5年経過した場合、初回申込と同様の取扱いとなります

①印実(法人は法人印実)

②法人は法人税申告書控、決算書一式 個人は確定申告書控、青色申告決算書

*申告書控には税務署受付印が必要です

③法人は法人税(その1)または法人事業税の納税証明書
個人は所得税(その1)または個人事業税の納税証明書

④初回(5年経過)申込・変更のある方は商業登記簿謄本、印鑑証明書、賃貸借契約書、許認可証等
⑤年末特別資金利用申込書

⑥融資あつ旋申込書

必要書類

1回ご利用いただいた方は、申込み出来ませんのでご注意ください。
対象者、必要書類等については区ホームページをご確認ください。

区内在住の妊婦の方と中学生までの子育て世帯を対象として「たいとうすくすく手形」を配布しています。この手形は、買い物や飲食などの際に提示すると、協賛をいただいた多くの店舗のご協力により、様々なサービスを受けられる事業です。現在)となっており、区ホームページで紹介しております。協賛店舗は、267店舗(10月29日現在)となっており、区ホームページでは、引き続き、子育て世帯を応援していただける協賛店を募集しております。詳しくは、区ホームページページ協賛店舗情報をご覧ください。

▽ 協賛店舗申込方法

申込書(左記で配付・区のホームページからダウンロード可)に必要な事項を書いて、左記へ郵送かファックスまたは持参(区役所9階③番産業振興課)をお願いします。

▽ 申込み ☎ 110-8615

台東区役所産業振興課商店街担当

FAX (5246) 1139

▽ 問合せ ☎ (5246) 1142

「たいとうすくすく手形」の配付は子育て支援課子育て支援係

産業振興課商店街担当

☎ (5246) 1142

「たいとうすくすく手形」の配付は

子育て支援課子育て支援係

産業振興課商店街担当

☎ (